

あけましておめでとうございます。謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症を巡る緊張感が和らぎ、社会経済活動にあらゆる場面で復調の動きが見られました。

そうした中、市では毛利元就の入城500年記念事業を通して、一層の活性化に取り組んできています。各種のイベントを催し、多くの参加者と市の魅力を共有しました。とりわけ、新名物として誕生した「あきたかた焼き」は早くも県内外でたくさんの方に親しんでいただいています。

同時に、市外においては神楽の振興を狙った事業を積極的に展開しました。G7サミットや世界遺産である京都の醍醐寺、宮島で初めとなる公演を成功させ、広島を代表する文

## 2024年 新年のあいさつ



市長  
石丸 伸二

化として着実に活動の幅を広げています。

この間、YouTubeや各種SNSを通じて、市の知名度は桁違いに高まっています。YouTubeのチャンネル登録者数は13万人を越え、自治体として東京都(17.3万人)、茨城県(16.8万人)に次ぐ全国3位の数字を獲得しました。こうした認知度は各種事業の大きな推進力になると同時に、YouTubeの広告収入等として貴重な財源にもなっています。

振り返ってみると、また一步、市が大きく前進した1年でした。依然として、市には構造的な課題が山積しています。しかし、覚悟を持って臨めば、どんな困難も乗り越えられるはずです。心配はいりません。本年が市民の皆さまにとって自信にあふれ、希望に満ちた日々となるよう願っています。

## 私のお気に入り

～#市長が訪ねてみる～

新年号からは市内の体育施設を紹介してみます。皆さん、温水プールに行かれたことはありますか?1993年に旧吉田町によって建設された、25mプール(6コース)の他に歩行プールや子供プールを備えた施設です。ビート版やヘルパーの用意もあるため、泳力に合わせた思い思いの使い方ができます。また、幼児から高齢者までを対象とした様々な教室が開催されており、それぞれの体力に合わせて水泳に親しめる場所となっています。室内の温水プールなので、もちろん1年を通して利用が可能です。さらには、ランニングマシンやトレーニングマシンなどを備えたジムスペースもあります。

そんな充実した施設ですが、なんと、いつも割と空いています(涙)。1コースを独り占めして泳げる時も珍しくありません!毎年5,600万円(直近5年間の平均)もの指定管理料<sup>\*</sup>を費やしている施設なので、ぜひ沢山の方に利用していただきたいと思います。平日は夜8時30分まで開いているので、学校や仕事が終わってから行くのもお勧めです。2024年は温水プールに通い、心身ともに健やかな1年を送ってみましょう。

<sup>\*</sup>公共施設の運営を代行する事業者に対して市が支払うお金。

### 第33回

#### 安芸高田市温水プール



総工費は約9億5千万円

### 後期高齢者医療制度 自己負担額を超えた額を支給します

#### 高額介護合算療養費制度

1年間の医療保険と介護保険、両方の自己負担額を合算した額が、自己負担限度額を超えた場合に、超えた額を支給する制度。

#### 合算期間

2022年8月1日(月)～2023年7月31日(月)

#### 合算範囲

同一世帯内の後期高齢者医療の被保険者にかかる自己負担額

※高額療養費等の支給該当額は除きます。

#### 《申請方法》

申請書に必要事項を記入し、保険医療課医療保険年金係、または各支所へ提出してください。

#### 《対象者》

1月中旬に広島県後期高齢者医療広域連合から申請案内を送付します。

※いずれかの保険で異動があった方、住所地と介護保険の市町が異なる方には、申請案内を送付できない場合があります。該当する方は問い合わせてください。

#### 自己負担限度額(年額・世帯単位)

2022年8月～2023年7月診療分

区分 (毎年7月31日時点)		自己負担限度額 (医療保険+介護保険)
市町村民税 課税世帯	現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円～)	212万円
	現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円～)	141万円
	現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円～)	67万円
市町村民税 非課税世帯	一般Ⅰ・Ⅱ	56万円
	低所得者Ⅱ	31万円
	低所得者Ⅰ	19万円

#### 《支給方法》

医療保険と介護保険で案分し、それぞれの保険から被保険者に支給します。

※医療保険、または介護保険のどちらかの自己負担額が0円の場合や、自己負担限度額を超えた合算額が500円以下の場合には支給されません。

☎保険医療課 医療保険年金係

☎お太助フォン 42-5619 ☎42-2130

### 障害者控除対象者認定書を 発行します



#### 障害者控除対象者認定書

所得税などの申告時に提示することで、本人およびその方を扶養している方が「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができる認定書。

#### 《対象者》 ※下記の全てに該当する方

- 本市に住民票がある65歳以上の方
- 精神または身体に障害がある方(認知症を含む)
- 障害の程度が日常生活で常に介護を必要とする程度の方

#### ■障害者手帳を持っている場合

手帳を提示することで、等級に応じた「障害者控除」または「特別障害者控除」を受けることができますが、この認定を受けることで、介護が必要な状態によっては、「特別障害者控除」の対象になる場合があります。

※家族が代理で申請することもできます。

☎保険医療課 介護保険係

☎お太助フォン 42-5618 ☎42-2130

### ヘルプマーク・ヘルプカード



周囲に支援や配慮を伝えにくい方や、外見から障害が分かりにくい方が、周囲から支援や配慮を得やすくするための「ヘルプマーク」と「ヘルプカード」を無償で配布しています。

所持した方を見かけたときは、できる範囲での支援や配慮をお願いします。

#### ■配布場所

- 社会福祉課障害者福祉係
- 各支所窓口係



☎社会福祉課 障害者福祉係

☎お太助フォン 42-5615 ☎42-2130